

## 令和7年度教科書需要数報告事前審査会（以下、事前審査会という）から見てきたこと

西部地区の小・中・義務教育学校に在籍する子どもたちが、次年度使用を予定している教科書について、冊数や種類等を確認する上記の会を令和6年8月21日（水）に開催しました。昨年度までの状況も踏まえて見てきた、「今後も引き続き継続していただきたい事例」や「見直しが必要な事例」についてご紹介します。

### 【継続していただきたい事例】

◎次年度の教育課程を検討した上で、教科書が選定されていた。

→長期的な視点で子どもたちの姿をイメージすることにもつながります。

◎各学校において、特別支援学級の子どもたち一人一人の教科書給与リストが丁寧に作成されていた。

→二重給与の防止につながります。

↳ 以前に給与している学年の教科書を再度給与することはできません。（教科書の採択替えが行われても同様です。）

→過給与の防止につながります。

↳ 知的障がい特別支援学校の各教科に替えた教育課程の場合、教科書は教科ごとに1冊の給与となります。

→通常学級から特別支援学級に措置変更した場合、学びの履歴を明確にするためにも、1年生まで遡って教科書給与リストが作成されることが望ましいです。

### 【見直しが必要な事例】


▲検定教科書と一般図書が同時に給与されているケースがあった。

→知的障がい特別支援学校の教科のねらいや内容を十分に理解し、教育課程を編成することが重要です。その上で、子どもの力を最大限に伸ばすために効果的な教科書を選定しましょう。

【参考】令和6年7月ほっと通信  
「特別支援学級の教科用図書について」



## 今年度末までをお願いしたいこと



子ども一人一人の実態に応じた次年度の教育課程の編成及び最終確認は、担任や特別支援教育主任等が中心となり、3月末までにお願いします。その教育課程に基づいた教科書の納入指示をお願いします。

（納入指示後に教育課程を変更しないこと）

子どもの学びの状況によっては、8月時点で想定していた教育課程を変更し、教科書を再選定されるケースがあると思います。その場合は、必ず所管の市町村（学校組合）教育委員会に報告するとともに、事前審査会に提出された教科書給与リストも修正・提出してください。

